

令和3年度 サザンビーチちがさき海水浴場における 新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール

令和3年7月22日改正

1 令和3年度における海水浴場開設に当たっての基本的な考え方

海水浴場を開設すると、海浜や海の家に多くの人が集まるが、新型コロナウイルス感染症は、人が集まった場所で「接触」・「飛沫」により感染することが分かっている。

海水浴場を開設しながらも、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するためには、来場者と海水浴場開設者である茅ヶ崎市が地域の関係者とともに協力し、できる感染防止対策を一つでも多く行うことが大切である。

このルールは、神奈川県が作成した「海水浴場ルールに関するガイドライン（令和3年度版）」を基にサザンビーチちがさき海水浴場に適した感染防止対策を実施するために、茅ヶ崎市と茅ヶ崎市観光協会、茅ヶ崎海水浴場事業協同組合等の地域の関係者の皆様と協議し取りまとめたものである。

2 サザンビーチちがさき海水浴場における感染防止対策について

神奈川県が定める新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じるとともに、神奈川県からの要請・協力に応じ、7月16日に発出された神奈川版緊急事態宣言に基づき、以下に定める事項を遵守するものとする。

(1) 海水浴場設置者が行うべき事項

- ・海水浴場の入口を一か所に誘導する設営を行い、感染防止対策の周知・啓発を行うとともに、ホームページにも掲載して、安心して利用してもらえるようにする。
- ・場内放送により1時間に1回程度、来場者へ身体的距離（できるだけ2m、最低1m）の確保をするよう呼びかける。また、来場者が身体的距離を確保するための目安を明示する。
- ・Webサイト・SNS等を活用して、海水浴場の混雑状況等を随時発信していく。
- ・監視員・警備員・看護師について、毎日健康チェックを実施し、発熱や風邪の症状がみられる場合は従事させない。
- ・接触確認アプリ等（COCOAや神奈川県LINEコロナお知らせシステム）の活用を推進する。
- ・海水浴場内における飲酒を禁止とし、場内放送等の周知・啓発を行う。
- ・定期的に海水浴場運営スタッフによる見回りをを行い、注意喚起を行う。

(2) 海の家営業者が行うべき事項

ア 飲食店

- ・「神奈川県感染防止対策取組書」を活用し、海の家が取り組んでいる感染防止対策の内容を表示する。
- ・LINE 公式アカウント「神奈川県新型コロナ対策事業者サポート」の機能である「感染症対策動画」を活用し、感染防止のための具体的な方法を、従業員に周知する。
- ・身体的距離を確保して客席を配置、利用設備・機材を設置する。
- ・従業員及び来客等のマスク等着用を徹底する。
- ・M・A・S・K（※）を徹底し、黙食・個食・マスク飲食を実施する。
 ※M：適切なマスク着用、A：アルコール消毒、S：アクリル板等でしゃべり、
 K：距離と換気
- ・レジに並ぶときは、前後に十分なスペースを取るようにする。
- ・従業員及び来客等の手洗い・手指消毒を徹底する。
- ・消毒液を適切に設置する。
- ・従業員の体調管理を行い、来客等の入店時体調チェックを行う。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮する。
- ・店内の消毒をこまめに行い、少なくとも来客の入れ替わるタイミングで必ず行う。
- ・海の家における酒類の終日提供を停止する。（酒類の持ち込み含む）
- ・施設内における音響機器の使用について、飛沫感染抑制のため、通常の会話を妨げない音量設定を行う。

イ 更衣休憩所

- ・「神奈川県感染防止対策取組書」を活用し、海の家が取り組んでいる感染防止対策の内容を表示する。
- ・更衣室・シャワー室での密集を避けるために、必要な声かけ等を行う。
- ・従業員及び来客等のマスク等着用を徹底する。
- ・従業員及び来客等の手洗い・手指消毒を徹底する。
- ・消毒液を適切に設置する。
- ・従業員の体調管理を行い、来客等の入店時体調チェックを行う。
- ・更衣室・シャワー室の広さにはゆとりを持たせ、難しい場合には一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じる。
- ・複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒する。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮する。

ウ レンタル店・物販店

- ・「神奈川県感染防止対策取組書」を活用し、海の家が取り組んでいる感染防止対策の内容を表示する。

- ・うきわ、ゴーグル、パラソル等の貸出し前後には、消毒を実施する。
- ・消毒液を適切に設置する。
- ・従業員のマスク等着用、手洗い・手指消毒を徹底する。
- ・従業員の体調管理を行う。

(3) 来場者が行うべき事項

ア 過去2週間以内の体調不良者、海外から帰国・入国者ならびに、新型コロナウイルス感染症に関わる健康観察対象者、自宅療養中は来場を控える。

イ 海水浴場への往復での行動

- ・県域をまたいだ来訪は控える。
- ・海水浴場に行く前に体温測定・健康チェックを行い、発熱や風邪の症状がみられる場合は外出しない。
- ・往復時にはマスク等を着用し、こまめに水分補給を行う。
- ・海水浴場から帰る際は、寄り道をせず直帰する。

ウ 海水浴場での行動

- ・身体的距離（できるだけ2 m、最低1 m）を確保する。
- ・咳エチケットを徹底する。
- ・海水浴場内における海の家以外での飲酒を禁止とする。
- ・海水浴場内における音響機器の使用について、飛沫感染抑制のため、通常の会話を妨げない音量設定を行う。
- ・使用した物品やごみの放置をせず持ち帰る。

エ 海の家での行動

- ・入店時はマスク等着用をする。
- ・レジに並ぶときは、前後に十分なスペースを取る。
- ・入口では手指消毒を行い、食事前やトイレ後には手洗いを行う。
- ・黙食・個食・マスク飲食に努める。
- ・「神奈川県感染防止対策取組書・LINE コロナお知らせシステム」を活用し、登録しているお店を選ぶ。

3 感染拡大した場合の対応について

感染拡大した場合や緊急事態宣言が発令された場合等は、その都度市と協議し、海水浴場の閉鎖の判断等の決定をするものとする。なお、海水浴場設置者、海の家営業者は、その決定に従うものとする。